

査答申請第71号

令和6年8月5日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

令和6年3月1日付け「生健第558号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

生駒市長が審査請求人に対し令和6年2月19日付け「生健第523号-2」でし
た処分のうち、不開示とした部分を取り消すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し令和6年2月19日付け「生健第523号-2」でし
た処分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、生駒市情報公開条例(平成20年9月生駒市条例第31号。以下「条例」という。)に基づき『健康被害救済制度 申請及び審査結果内訳件数』、『令和6年1月16日開催分の生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿』の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、本件処分のうち不開示とした部分を取り消し、開示することを求めるものである。

2 前提事実等

(1) 条例

条例第7条は柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、

第2号、第4号及び第5号は、それぞれ、

「法人その他の団体…【省略】…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」(第2号)

「市の機関及び国等…【省略】…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」(第4号)

「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること

により、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア【省略】

イ【省略】

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ【省略】

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」
(第5号)

と規定している。

(2) 市長が不開示とした情報と理由

① 不開示とした情報

生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿と題する書面に記録されている各委員の役職名の一部及び氏名

② 不開示とした理由

不開示とした情報は、

ア 法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等の正当な権利・利益を害するおそれがある

イ 市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある

ウ 市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

ため、条例第7条第2号、第4号及び第5号が定める不開示情報に該当する。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿と題する書面に記録されている各委員の役職名のうち市長が開示とした部分及び氏名が条例第7条第2号、第4号又は第5号に定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

厚生労働省で行われている予防接種健康被害救済制度の審査員は全て、役職、名前まで公表されているのに、生駒市での審査員は非公表となるのは不服の為。

(市長)

委員は、医学的な専門知識を有する医師を中心に構成されており、予防接種後の副反応による健康被害救済請求された事例について医学的な見地から調査を実施することとしている。具体的には、当該事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集、必要と考えられる場合の特殊検査又は剖検の実施についての助言等を行うものである。

委員には、医学の見地から自由で率直な意見、助言等が求められており、会議は他者からの言動による影響をできる限り排除する中で公平かつ厳正に運用することが重要である。

委員の所属機関、氏名を開示した場合、調査内容に疑念を抱き、当該調査を行った委員に対し調査会の詳細を確認するため、委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたりする等のほか、委員個人及び委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、委員の日常業務や私生活に影響をきたし、委員を継続することができなくなるなど、今後の委員選出

にも影響を及ぼすおそれがある。

特に昨今は SNS の普及により、インターネット上に開示請求した内容を公開する事例が見受けられ、情報発信者の主観とともに流布される可能性が高くなっていることから、委員の所属機関、氏名の開示については慎重に判断する必要がある。

条例第 7 条第 4 号は「市の機関及び国等…【省略】…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めており、これに当たる。

条例第 7 条第 2 号は「法人その他の団体…【省略】…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めており、委員のうち生駒市医師会長、生駒市医師会担当理事が該当する。

条例第 7 条第 5 号柱書は「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定め、ウ及びオはそれぞれ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を規定している。委員の所属機関、氏名を開示する場合、委員に対する不当な圧力によって本来の客観的立場での審査に影響を与える可能性を否定できないほか、委員の任免に影響することにより調査委員会の存続が揺らぎかねない事態を招くおそれがあり、ウに該当する。また、委員のうち、奈良県郡山保健所長、奈良県が選定する専門医師がオに該当する。

第4 当審査会の判断

- 1 予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条及び疾病・障害認定審査会令(平成12年政令第287号)は、予防接種を受けた者が疾病にかかり死亡等した場合において、当該死亡等が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が、疾病・障害認定審査会の意見を聴いた上で、認定した場合には、市長村長が死亡一時金等の給付を行うこととしている。

生駒市予防接種健康被害調査委員会は、予防接種法、予防接種及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知 昭和52年3月7日付け衛発第186号)及び生駒市予防接種健康被害調査委員会条例(平成24年10月生駒市条例第40号)に基づいて設置され、市長の求めに応じ、生駒市が実施した予防接種による健康被害の事例に関し、医学的な見地から必要な事項を調査審議し、市長に報告することを任務とし(同通知第10の2及び同条例第2条)、市長は当該報告を、奈良県を經由して、厚生労働大臣に提出することとされている。

- 2 生駒市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第2項は「委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。」と定め、

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 生駒市医師会会長
- (3) 生駒市医師会担当理事
- (4) 奈良県が選定する専門医師
- (5) 市職員

と規定している。

- 3 当審査会が、いわゆるインカメラ審査により、本件処分がその一部を不開示とした生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿と題する書面を見分したところ、当該名簿に記録されている5人の委員は、上記2の(1)乃至(5)に掲げる者と一致

することが認められた。

また、それらのうち3人の役職名は、上記2の(1)乃至(3)に掲げる者と一致することが認められた。

そうすると、上記2の(1)乃至(3)に掲げる者、つまり奈良県郡山保健所長、生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事については、その役職名が生駒市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第2項の定めるものであることから、それらを不開示とする合理的理由は認められない。

4 そこで、以下、本件処分が不開示とした上記2の(1)乃至(3)を除くその余の者の役職名及び同(1)乃至(5)の者の各氏名が条例第7条の定める不開示情報に当たるかどうか検討する。

(1) 奈良県郡山保健所長及び生駒市医師会会長の氏名と条例第7条第4号に定めるおそれについて

市長は、これらの者の氏名を公にすると、要旨、調査結果に対して誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、条例第7条第4号が定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」等があると主張する。

しかしながら、生駒市医師会会長の氏名は生駒市医師会ホームページで公にされており、また奈良県郡山保健所長の氏名も、同所長が地方公共団体の各種附属機関委員として公職に就任していることなどから、慣行として公にされている(たとえば、生駒市ホームページの「生駒市医療介護連携ネットワーク協議会委員名簿」や「生駒市立学校給食センター運営協議会委員名簿」で奈良県郡山保健所長の氏名が公にされている。)

そうすると、その所属機関である生駒市医師会が公にしている同会長の氏名及び生駒市が自ら公にしている奈良県郡山保健所長の氏名を不開示にすることは、それらを公にできないとする市長の主張との一貫性を欠き、相容れないといわなければならない。

よって奈良県郡山保健所長及び生駒市医師会会長の氏名は、条例第7条第4号の定める不開示情報に当たらないと解するのが相当である。

(2) 生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名と条例第7条第4号に定めるおそれについて

市長は、生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名について、それらを公にすると、要旨、調査結果に対して誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、条例第7条第4号が定める「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると主張する。

しかしながら、誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、条例第7条第4号が定める「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(4号)があると認められるためには、誹謗、中傷又は不当な圧力が各委員の受忍できる限度を超え、抗しがたいものであることによって、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを要し、しかもそのような誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられる可能性が高い蓋然性で予見されることを要すると解すべきである。

この点、生駒市予防接種健康被害調査委員会が、予防接種による健康被害の発生に際し当該事例について医学的見地から調査を行うことを任務とし、各委員は調査に関する高度の医学的知見及び見識を有する専門家であること、死亡等が予防接種を受けたことによるものであるか否かの認定は、厚生労働大臣が、疾病・障害認定審査会の意見を聴いた上で行うものであること、そして委員会の会議は非公開であり、会議録も公開されていないことなどの事情に照らせば、市長の主張から直ちに上記のおそれを認めるのは困難である。

よって生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名は、条例第7条第4号の定める不開示情報に当たら

ないと解するのが相当である。

(3) 生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の氏名と条例第7条第2号に定めるおそれについて

市長は、生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の氏名を公にすると、要旨、調査結果に対して誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、当該委員の営む事業につき、条例第7条第2号が定める「法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があると主張する。

しかしながら、上記のとおり、生駒市医師会会長の氏名については、生駒市医師会のホームページで既に公にされている。

そして、生駒市医師会担当理事の氏名については、誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、条例第7条第2号が定める「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があると認められるためには、誹謗、中傷又は不当な圧力が事業上の受忍限度を超え、回避しがたいものであることによって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを要し、しかもそのような誹謗、中傷がなされ又は不当な圧力が加えられる可能性が高い蓋然性で予見されることを要すると解すべきであるのみならず、上記(2)で述べた生駒市予防接種健康被害調査委員会及び当該委員会の委員に係る諸事情に照らせば、市長の主張から直ちに上記のおそれを認めるのは困難である。

よって生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の氏名は、条例第7条第2号の定める不開示情報に当たらないと解するのが相当である。

(4) 奈良県郡山保健所長の氏名並びに奈良県が選定する専門医師の役職名及び氏名と条例第7条第5号オに定めるおそれについて

市長は、奈良県郡山保健所長の氏名並びに奈良県が選定する専門医師の役職名及び氏名について、それらを公にすると、要旨、調査結果に対する誹謗、

中傷又は不当な圧力が当該委員に加えられ、当該委員の所属する機関について条例第7条第5号オが定める「地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業」の「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があると主張する。

しかしながら、奈良県郡山保健所長の所属する機関は条例第7条第5号オに規定する機関ではない。

また奈良県が選定する専門医師に対する誹謗、中傷又は不当な圧力が、当該委員を超えて、さらにその所属する機関に及び、その正当な利益を害するおそれがあるとする市長の主張は論理的に飛躍し、また具体性を欠く独自の論理であるから採用できない。

よって奈良県郡山保健所長の氏名並びに奈良県が選定する専門医師の役職名及び氏名は、条例第7条第5号オの定める不開示情報に当たらないと解するのが相当である。

(5) 奈良県郡山保健所長、生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名と条例第7条第5号ウに定めるおそれについて

市長は、奈良県郡山保健所長、生駒市医師会会長、生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名について、それらを公にすると、要旨、委員が誹謗、中傷又は不当な圧力を厭い、任免に影響することにより調査委員会の存続が揺らぎかねない事態を招くおそれがあるから、条例第7条第5号ウが定める「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があると主張する。

しかしながら、奈良県郡山保健所長及び生駒市医師会会長は、生駒市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第2項に委員として就任することが定められているから「委員の任免に困難をきたすおそれ」は認められず、また生駒市

医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師の役職名及び氏名については、上記(2)で述べた生駒市予防接種健康被害調査委員会及び当該委員会の委員に係る事情に照らせば、市長の主張から直ちに「委員の任免に困難をきたすおそれ」を認めるのは困難である。そして市職員については職務命令で委員に就任するものであるから、その役職名と氏名を公にすることによって「委員の任免に困難をきたすおそれ」があると認めるのは困難である。

よって奈良県郡山保健所長、生駒市医師会会長、生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名は、条例第7条第5号ウの定める不開示情報に当たらないと解するのが相当である。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月1日	・市長からの諮問（生健第558号）を受けた。
令和6年3月12日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和6年4月23日 (第173回審査会)	・審議を行った。
令和6年5月23日 (第174回審査会)	・審議を行った。
令和6年6月4日 (第175回審査会)	・審議を行った。
令和6年6月20日 (第176回審査会)	・審議を行った。

令和6年7月11日 (第177回審査会)	・審議を行った。
令和6年8月5日 (第178回審査会)	・審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	会長職務代理者
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学准教授	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	